

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第1号	
事故等名	旅客船 PANSTAR HONEY 漁船宝一丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年1月5日08時36分ごろ	
発生場所	播磨灘 松島灯台から真方位128° 10海里 (北緯34° 29' 27"、東経134° 38' 6")	
事故等調査の経過	調査の概要: 神戸・地方事故調査官が、平成21年1月6日B船長から口述聴取し、同年1月14日A船代理店から入手したA船側資料を精査 原因関係者からの意見聴取: 意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 旅客船 <small>パンスター ハニー</small> PANSTAR HONEY(パナマ) 14,036トン 9100437 PEARL SEA CARRIERS LTD SA	
船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	B 漁船 宝一丸 4.9トン HG3-36524 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 三等航海士 三級航海士(商船)(韓国) B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 左舷後部外板擦過傷 B 船首部防舷材割損	
事故等の経過	A船は、乗客377人を乗せ、船長ほか36人が乗り組み、大韓民国釜山港を発し、阪神港大阪区に向け航行中、三等航海士が当直にあたって播磨灘推薦航路線の南方をほぼ048°の針路として進行し、B船は、船長が単独で乗り組み、兵庫県坊勢漁港を出港して播磨灘中部の漁場に至り、播磨灘航路第4号灯浮標の北方から、ほぼ190°の針路として自動操舵により、底引き網をえい網していたところ、平成21年1月5日08時36分ごろ、A船左舷後部と、B船船首部とが衝突した。 B船は、正規の形象物を掲げていたが、船長は、後部甲板で魚の選別作業を行っていた。 A、B両船とも航行に支障はなく、A船は、目的地に向け航行を再開し、B船は、自力で出航地に帰航した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、漁ろうに従事しているB船の進路を避けなかったものと考えられる。 B船は、適切な見張りを行わず、A船の存在を認識できなかったため、衝突を避けるための協力動作をとらなかったものと考

	えられる。
原因	本事故は、A船が、播磨灘推薦航路線をこれに沿って東行中、B船が、漁ろうに従事中、A船がB船の進路を避けずに航行し、また、B船が、適切な見張りを行わずA船の存在を認識できなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
その他の事項	なし